

東京地方裁判所平成30年（再）第6号

平成30年4月18日

オーナー様各位

株式会社スマートデイズ  
保全管理人 弁護士 清水祐介

### 保全管理（破産移行準備期間）のお知らせ

前略

株式会社スマートデイズ（以下「スマートデイズ」といいます）は、民事再生手続開始の申立てをなし、東京地方裁判所において審理中のところ、本日、当該申立てが棄却されました。同時に東京地方裁判所はスマートデイズについて保全管理命令及び包括的禁止命令を発令し、当職が保全管理人に選任されました。スマートデイズの管理処分権は当職に専属しております。

スマートデイズについて、民事再生手続は開始されません。本日以降、保全管理のもと破産手続への移行準備期間に入ります。追って破産手続開始決定が発令される予定です。

#### （1）資料等の保全について

スマートデイズは、民事再生手続開始申立て後、申立代理人団の指導のもと、各種資料の保全について万全を期しており、当職は監督委員として、その点を見届けて参りました。今後は保全管理人として、各種資料を保全します。

#### （2）入居者のライフライン維持について

従来、オーナー様物件についてスマートデイズがライフラインの契約当事者となっておりましたが、資金が枯渇して不払いが生じたことから、入居者のライフラインが途絶する事態を避けるべく、申立代理人団において緊急避難的なサブリース契約移管を立案しておりました。

この扱いについては、保全管理においても一切変更がありません。

民事再生手続開始申立ては棄却されましたが、保全管理人としても、入居者のライフラインが途絶する事態は看過できません。保全管理期間中において、従前同様に入居者のライフライン維持に努めて参ります（なお、「スルガ銀行・スマートデイズ被害者同盟」より居住者のライフライン保全について協力の申し入れがありました。その旨を対象物件に対して情報提供に務めます）。

#### （3）連絡先については従来と変更ありません。

スマートデイズ オーナー事務局

電話番号 **03-5524-5554**

受付時間 9:00～18:00 E-mail [sl\\_support@smt-days.co.jp](mailto:sl_support@smt-days.co.jp)

添付：・保全管理命令  
・包括的禁止命令

決 定

東京都中央区銀座一丁目7番10号  
再生債務者 株式会社スマートデイズ  
代表者代表取締役 赤間 健太

主 文

- 1 株式会社スマートデイズについて保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人として、次の者を選任する。

東京都中央区銀座8-9-11 銀座天國ビル4階  
ひいらぎ総合法律事務所  
弁護士 清水 祐介

平成30年4月18日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 永 谷 典 雄

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 佐 野 尚 也

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 鈴木 亜紀子



決 定

東京都中央区銀座一丁目7番10号

再生債務者 株式会社スマートデイズ

代表者代表取締役 赤間 健太

当裁判所は、民事再生法251条、破産法25条2項、1項に規定する特別の事情があるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

本件再生手続開始の申立ての棄却後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成30年4月18日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 永 谷 典 雄

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 佐 野 尚 也

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 鈴木 亜紀子

